



桜井ひでみ市議会議員
活動報告資料

皆様こんにちは、市議会議員の桜井ひでみです。市議会議員に当選させていただきながら皆さまに議会報告書だけでご挨拶が遅れて大変恐縮しております。この場をお借りしてお詫び申し上げます。先日、平成28年第1回定例会が開催され一般質問等いたしましたので、ご報告いたします。

塩谷広域行政組合ごみ施設 否決

先日2月9日塩谷広域行政組合で同組合執行部が提案した次期ごみ処理施設の建設工事請負契約の締結に関する議案を組合議会は賛成7、反対10で否決しました。

私達2市2町の議員の会では、事業費が高過ぎるとして再検討を求める要望書を提出、議案を否決すべきと主張して運動してきました。

1. 塩谷広域行政組合次期ごみ処理場建設について

2月9日の広域組合議会の否決を受け、私達議員の会では名称を変更し「ごみ処理施設新体制を求める会」とし、地元3自治会との協定書に2018年11月30日の期限明記があることから、速やかな対応が必要と認識し、2月12日環境省に赴き、環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部廃棄物対策課長和田篤也氏、同課長補佐干場昌夫氏と今後の対応などについて指導研修を受けその内容をもとに、2月17日広域行政組合管理者遠藤忠氏に要望書を提出しました。要望書は下記のとおりです。

要 望 書

塩谷広域行政組合管理者 遠藤 忠 殿

平成28年2月17日

ごみ処理施設新体制を求める議員の会（旧建設見直しを求める議員の会）

代表 桜井 秀美

主な要望内容

- ① 現組織の見直しと事務局人事の見直し
- ② 2市2町の職員によるプロジェクトチームの設置
- ③ 事業の進捗状況については毎月1回広域議会に報告、隠ぺい体質の改善
- ④ 基本となる入札方式を早急に決定
- ⑤ 環境省の手引書の援用
- ⑥ 管理業務の分離発注と期間の見直し
- ⑦ 総合評価方式の見直し
- ⑧ 発電施設導入の検討
- ⑨ ⑩ ⑪ 全体工程の早期決定 等、全17項目の要望をした。

しかしながら、執行部は管理者会議を1度だけ開催し2市2町でプロジェクトチームを作るとしただけで3月10日現在まだ決定をしていなく、広域議会の開催もない状態がつづいています。

私は2月26日の平成28年定例会の一般質問で、副管理者である人見市長に「広域議会でごみ処理施設建設の議案が否決された以上、管理者である遠藤矢板市長はその責を辞するのが定石と考えるが」と質問しましたが、一切しないとの答弁でした。260億円の事業を否決された責任は誰が取るのでしょうか？

また、同組合の事務局長はさくら市からの出向で「環境省の手引書を管理者・議会に提示しなかったために、大きな問題になった訳だから更迭は当然と考えるが？」の質問に対し人見市長は「一切考えていないし広域組合の管理者会議で決めて行きたい」としましたが、私はさくら市長の人事権で更迭も可能と考えて質問しましたが理解されませんでした。

誰も責任を取らず同じ組織で果たして新しいシステムができるか非常に危惧しています。

2市2町の議会開催等が非常に時間的余裕がないことから「夜間の議会開催、或いは管理者の会議が出来るか」とも質問しましたが、対応していきたくとするだけで、まだ3月10日まで開催されておりません。否決から1か月過ぎても何も始まらない組合に対し憤りも感じます。

私達は2市2町の議員全員を含め協力して、早期実現に向けて頑張らましようとして提案していますが、やはり4月の矢板市長選が終わらないと、動きがありそうにもありません。

新年度の4月から、さくら市長の人見氏が管理者になる予定ですが非常に不安を感じます。

何とか良い方向に進めるよう努力していきますので、皆様のご意見も頂けましたら幸いです。

2. 合併特例債について

旧喜連川町と旧氏家町が合併して10年余が過ぎ、国が進めてきた恩典でもある特例債を、さくら市は100%使い約100億円使う予定ですが、その用途を問いました。私が特に問題視したのが道路整備等のさくらロードと葛城大橋の架け替えです。

さくらロード整備に約15億円、葛城大橋整備に13億円の合計28億円使用していることで、さくらロードも国の補助や県の補助等を考慮した事業計画が当初からあれば、これだけの合併特例債を使わずに済んだ事業であったと思います。

また、葛城大橋についても、旧喜連川町の土地取得が1反歩あたり880万円であったことが、私の質問で判明しました。このような高額取得をしてきた経過を鑑み「止める勇気が必要では」と、人見市長に質問しましたが、あくまで進めてきた事業なので遂行するとの答弁でした。

私は、合併時の条件であっても、その時代に合わない事業は一時凍結や中止の決断が必要と考えます。特に滝沢邸、笹屋別邸等に於いては市が行う事業として、多額の予算を使う事が市民のためになるとは思えません。まして、今後の新公会計制度が始まれば、市の財務ランクが一目で判るため財務内容の悪い地方自体は、金融機関の金利等に影響が出る可能性があります。財務体質の改善は急務。今後とも検証していきます。

3. 地方制度で首相に答申 違法支出防止強化（日本農業新聞記載）

首相の諮問機関である地方制度調査会の畔柳信雄会長は、3月16日官邸で安倍総理に答申を手渡した。地方自体による違法な公金支出の防止策を強化するため、住民訴訟や監査制度の見直しを求めた。

政府は秋以降、答申に沿った地方自治法改正案の国会への提出を目指す。違法支出をした首長らに賠償を求められる住民訴訟に関して、地方議会が係争中に首長らの賠償責任免除を、議決することを禁止するよう求めた。裁判所が支出の違法性の有無を判断せずに、住民敗訴とするケースが減るとみられ、自治体の緊張感を高める効果が期待できるとした。

まさに、私が以前浄水場の裁判を住民訴訟で起こした結果について、地方制度調査会で取上げた問題です。地方制度調査会は以前にも、請求権放棄について議論され首相に答申していましたが、今回は一歩踏み込んだ答申をしましたので、法改正が期待されるようです。また、さくら市議会でも請求権放棄をした当時の議員がおりますが、本当に請求権放棄が市民のためになったのか？議員の判断は正しかったのか？今一度自問自答して頂きたいと思います。

現在、市は不動産鑑定士に対し賠償請求訴訟を起こし、宇都宮地方裁判所で勝訴した結果について、人見市長は「当然」としたコメントを下野新聞が報じました。しかし、浄水場裁判時の高裁控訴理由では、鑑定も請求権放棄も正当だと主張して、控訴理由を述べていました。このような真逆な発言に驚いており、以前の発言を忘れてしまっているようでは、はなはだ遺憾でなりません。

今後も引き続き検証してまいります。

前回の「会報さくら」がNo.4となっておりました。No.5に訂正しお詫び致します。

発行者:さくら市議会議員 桜井ひでみ さくら市櫻野977番地